

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月7日 15時28分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加唐島北方沖 加唐島灯台から真方位004° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 39.5′ 東経129° 51.9′）
事故の概要	掃海艇たかしまは、東北東進中、また、漁船萬栄丸は、南南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年5月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 掃海艇 たかしま、570トン（基準排水量） 603（艦船国籍証書の番号）、防衛省 B 漁船 萬栄丸、7.3トン KM2-3830（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 艇長A、運航1級（防衛省基準） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部外板に亀裂を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、艇長Aほか37人が乗り組み、艇長Aが操船指揮を行い、航行訓練の目的で東北東進中、見張り員の報告で、艇長Aが左舷船首方にA船の前路に向け南下する態勢のB船を認めた際、A船が保持船であるのでB船がそのうち避航するか、そのままだでもB船の船首方を通過できるのではないかと思ひ、B船の動勢を注視しながら同じ針路及び13ノット（kn）の速力で航行を続けた。</p> <p>艇長Aは、B船に避航の様子がないので、動勢を見ながら間隔を空けて汽笛を4回吹鳴したが、なおも避航することなく南下を続けるB船に衝突の危険を感じ、機関停止を指示した。</p> <p>艇長Aは、B船が左舷正横から間近に接近する態勢となったとき、機関停止では衝突を避けられないと思ひ、船尾を右に振ることでB船を避けようと第1戦速（速力12kn）と左舵一杯を指示したが間に合わず、A船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、水揚げの目的で唐津市呼子港に向けて自動操舵として南南東進中、船長Bが、目視及びレーダーで周囲に航行の支障となる他船はいないと思ひ、操舵室の床に座って食</p>

	<p>事をとっていたところ、右舷船首方から接近するA船に気付かないまま、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、操舵室の床に座って食事する前まで、0.75Mレンジで表示したレーダーで周囲を確認しつつ、主に船首方を見ながら見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、操舵室の床に座って食事する際、ヘッドアップ表示のレーダーを右舷側下方から見る位置に座ってはいたが、レーダーの日除けガードにより、画面の右側は死角になっていた。</p> <p>船長Bは、衝突するまで汽笛音を聞いていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、東北東進中、艇長Aが、左舷船首方にA船の前路に向け南下する態勢のB船を認めた際、A船は保持船であり、いずれB船がA船を避航すると思ひ、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、衝突を避けるための措置を採る時機を逸し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、自動操舵で南南東進中、船長Bが、目視及びレーダーで周囲に航行の支障となる他船はいないと思ひ、操舵室の床に座って食事を取りながら航行していたことから、右舷船首方から接近するA船や汽笛音に気付かずにA船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、座って食事をする前、0.75Mレンジで表示したレーダーに他船は映っておらず、主に船首方を見ていたことから、周囲に航行の支障となる他船はいないと思つたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が東北東進中、B船が自動操舵で南南東進中、艇長Aが、左舷船首方にA船の前路に向け南下する態勢のB船を認めた際、A船は保持船であり、いずれB船がA船を避航すると思ひ、同じ針路及び速力で航行を続けたため、衝突を避けるための措置を採る時機を逸し、また、船長Bが、周囲に航行の支障となる他船はいないと思ひ、操舵室の床に座って食事を取りながら航行していたため、A船の接近に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、左舷船首方に自船の進路を横切る態勢の船舶を認めた場合、自船が保持船であっても、いずれ横切り船が自船の進路を避けると思ひ込まず、衝突のおそれがあるときは、減速するなど早期に衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 船長は、航行中、操舵室の床に座るなど周囲を見ずに航行せず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。